

奈良県広域水道企業団公報発行規則をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第1号

奈良県広域水道企業団公報発行規則

(趣旨)

第1条 奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）の発行する公報については、奈良県広域水道企業団公告式条例（令和6年11月条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(題号)

第2条 前条の公報は、奈良県広域水道企業団公報と題する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第3条 条例第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置)

第4条 条例第6条第1項に規定する不特定多数の者が公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものは、前条に規定する情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行い、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

(登載事項)

第5条 公報には、次に掲げる事項を登載する。

- (1) 条例
- (2) 規則
- (3) 企業管理規程
- (4) 訓令
- (5) 告示
- (6) 公告

- (7) 議会及び監査委員の規則、規程その他の事項で公表を要するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、企業長が特に必要と認める事項
(発行)

第6条 公報の発行定日は、毎週火曜日及び金曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を発行定日とする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による定期の発行を休止する。

- (1) 発行定日が12月29日から翌年の1月3日までに当たるとき。
- (2) 前項ただし書に規定する場合において、その休日、日曜日及び土曜日でない日が発行定日に当たるとき。
- (3) 掲載すべき事項がないとき。
- (4) 発行が困難であると事務局長が認めるとき。

3 急を要するとき、法令等に定める公表の期日が公報の発行定日でないときその他必要があるときは、号外を発行することがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。